802

特命随意契約理由書

件　　名	九段下まちかど広場管理及び清掃業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	九段下まちかど広場（以下、「広場」という。）を憩いの場として誰もが快適に利用できるようにするため、広場の開場・閉場・見回り等の管理業務及び清掃業務を行う。 ・管理業務　　年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日 ・清掃業務　　週1回
選定理由	本件は、九段下まちかど広場の管理及び清掃業務で、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本理念に基づく業務であり、高齢者であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第37条第1項に基づき高齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済及び社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　公益社団法人　千代田区シルバー人材センター 住　所　千代田区九段南1-6-10　かがやきプラザ4階
※　契約年月日	令和 3 年 11 月 1 日
※　契約金額	718,502 円（消費税を含む） ※ 単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和3年11月15日～令和4年3月31日
担　当　課	環境まちづくり部 地域まちづくり課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

782

件　　名	名札兼職員証及びIDmリスト作成業務
種　　類	委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	職員の身分証明及び出勤管理を行っている名札兼職員証の有効期限の到来に伴い、勤休管理システムおよび出勤管理用カードリーダーを継続して使用するため、現在使用中のカードリーダーで使用可能な職員証の作成業務を委託する。
選定理由	平成19年5月7日から出勤管理用カードリーダーを導入し出勤簿を電子化し、名札兼職員証をICカード化した。その業務における出勤管理用カードリーダーのメーカーは下記業者である。 ICカード（名札兼職員証）に記録されている情報はメーカーの機密情報であることから、出勤管理用カードリーダーが認識できるICカードの作成・設定等をメーカー以外の他社が行うことは不可能である。 以上の理由により、下記業者を契約相手方に指定する。
契約の相手方	法人名　：アマノ株式会社 所在地　：文京区後楽一丁目7番27号　後楽鹿島ビル3階
※　契約年月日	令和　3　年　11　月　1　日
※　契約金額	※概算契約 **契約のため、契約金額は支出限度額** 3,423,200 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和３年１２月２７日まで
担当課	政策経営部人事課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

785

特命随意契約理由書

件　　名	街路樹フォローアップ診断・機器診断業務（第329号）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	区内の街路樹の診断を行うもので、平成29年度～令和2年度に下記業者が受託した「街路樹外観診断・精密診断業務」に引き続き、千代田区内のすべての街路樹の状態を把握するものである。 活力の衰えた樹木や、倒木・幹折れなどの危険性がある樹木を早期に発見し、樹木による事故を未然に防止するとともに、区内の街路樹の生育状況の確認を行い、健全な道路維持を行うものである。
選定理由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たす必要がある。 ① 平成29年度～令和2年度に実施した診断と同一の判定で診断業務が行えること。 ② 対象となる街路樹は、様々な樹種があり、その診断を行うためには、専門的な知識を有する樹木医によって樹勢を慎重に判定できること。 また、都心部という特異的な環境で生育している街路樹のため、より専門的な知識を有する樹木医による診断ができること。 ③ 東京都が発行した街路樹診断マニュアルの作成・改訂業務を行い、街路樹に特化した公共的視点から、数多くの樹木の診断業務が行えること。 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべてを満たすものが1者に特定される。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　：　一般社団法人　街路樹診断協会 住　所　：　東京都港区高輪三丁目4番1号
※　契約年月日	令和 3 年 11 月 2 日
※　契約金額	21,046,465 円（消費税を含む） ※ 単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日から 令和~~3~~4年3月31日
担　当　課	環境まちづくり部　道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

契約番号第 79 1 号

件　　名	特別区民税・都民税課税資料データパンチ業務
種　　類	委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	令和４年度特別区民税・都民税の賦課及び徴収に必要不可欠な課税資料(※1)の情報を、千代田区が使用している総合住民サービスシステムの仕様に沿って入力(パンチ)し、パンチデータを税務課が指定する総合住民サービスシステム内のフォルダに格納する。 (※1)給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書、電子申告分および紙申告分の両方を含む。
選定理由	下記業者は、個人住民税システムを含む本区の基幹システムの運用保守委託先業者であり、パンチデータのエントリープログラムの作成、事前検証、個人住民税システムへのエントリー及びエントリー後の確認等を一連の業務として円滑に行い、個人情報を含む情報の取扱いについては、安全・確実に実施する（パンチデータをＣＤ等の外部記録媒体を介さず直接基幹システム内のフォルダに格納する等）ことのできる唯一の業者である。 また、課税資料の読取システム導入により、基幹系システム基盤上のサーバーで管理されるスキャンデータを使用し、今後は同サーバー上で原票の送信、パンチデータの受信を行う予定であり、これらにアクセスできるのは運用保守委託先業者のみである。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　　株式会社　電算 住　所　　長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※契約年月日	令和　3　年　11　月　8　日
※契約金額	3,350,600　円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和４年３月 31 日まで※総額契約のため、契約金額は支出限度額
担当課	地域振興部　税務課
根拠規定	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

790

特命随意契約理由書

件　　名	街頭ビジョンにおける食中毒予防映像の放映事業
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託・その他（　　）
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	歳末監視事業の普及啓発事業として、街頭ビジョンで食中毒予防のための情報提供を行う。
選定理由	有楽町に設置されている街頭ビジョンは、ビックカメラのもののみである。秋葉原には、街頭ビジョンは複数あるが、価格や訴求効果を考慮した結果、秋葉原駅付近のビックカメラに設置されている街頭ビジョンが適切であると判断した。 これら街頭ビジョンについては、放映内容や日程の調整並びに価格決定をすべて指定の代理店１社が行っている。この代理店に見積もりを依頼したところ、同社ホームページで公表されている金額に比してはるかに低い価格を提示された。この価格は、同社が他社に提供するより低い価格であり、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約できると認められる。 以上の理由により、指定代理店である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社ビスメディア 住　所　千葉県千葉市中央区中央３丁目８－８　中央CIB６階
※　契約年月日	令和　３年 11 月　9 日
※　契約金額	660,000　円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和３年１２月７日まで
担　当　課	保健福祉部　生活衛生課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　７　号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

795

特命随意契約理由書

件　　名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（12月分）
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他（売却）
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選定理由	（１）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （２）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成１２年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成１２年３月２７日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　千代田区リサイクル事業協同組合 住　所　東京都千代田区飯田橋２－１２－１
※契約年月日	令和 3 年 11 月 10 日
※契約金額	2,119,850 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和３年１２月１日から令和３年１２月３１日まで
担　当　課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	麹町保育園　貯湯槽漏水修繕業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・(委)託、その他
工事場所（工事案件のみ）	
概要	麹町保育園屋上にある貯湯槽について、配管の漏水の有無について確認をするため保温機構を撤去するとともに、板金の隙間から雨水が侵入して水濡れを起こしている現状を改善する修繕を行う。
選定理由	麹町保育園貯湯槽の漏水について、施工業者である下記業者に調査を依頼したところ、早急の対応が必要であることがわかった。 この貯湯槽の施工業者で細部を理解しており、現状調査を行い漏水状況についても把握している下記業者が修繕を実施することが、早急な対応を可能にし、経費及び期間の短縮に繋がり、かつ全館の保守管理上必要である。 以上のことから、下記業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	名称　三辰工業株式会社 住所　東京都千代田区神田神保町2-10
※　契約年月日	令和　3　年　11　月　18　日
※　契約金額	858,000　円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和４年２月28日まで
担当課	子ども施設課
根拠規定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

797

特命随意契約理由書

件　　名	令和４年千代田区「成人の日のつどい」運営業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	千代田区「成人の日のつどい」は、千代田区で２０歳を迎える新成人を祝福し、大人としての権利と義務の自覚を促す会として、毎年成人の日に実施している。
選定理由	本事業は、「成人の日」に実施することに意義があり、千代田区の新成人を祝福するに相応しい、下記条件を満たす会場の提供が求められる。 ① 令和４年１月１０日（月・祝）に開催可能であること。 ② 千代田区内に所在し、新成人と来賓招待者を合わせて約４５０名分の席が用意できること。 ③ 「成人の日のつどい」企画運営委員会のアイデアを具体化し運営する技術力があり設備が整っていること。 ④ 設営、リハーサル等を行うため、前日から会場準備が可能なこと。 ⑤ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十分な換気ができること。 ホテルニューオータニはすべての条件を満たした会場を確保することが可能であり、これ以外の施設では、日程その他の調整がつかず会場を確保することができなかった。このため、ホテルニューオータニを運営する下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社 ニュー・オータニ 住　所　千代田区紀尾井町４－１
※　契約年月日	令和　3　年　11　月　5　日
※　契約金額	7,321,187　円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和４年１月１０日
担当課	生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　２　号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件　　名	箱根移動教室実施に伴う宿泊施設の借上げ等業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	箱根移動教室実施にあたって、宿泊施設を借上げるとともに賄い業務の提供を受ける。
選定理由	平成２４年１月１１日実施の校長会で、小学校６年生の移動教室の実施場所は仙石原～湖尻方面にあり、学校利用による全館貸切可能で以下の①～④の条件を満たす施設がよいということになった。 ① １５０名以上宿泊可能な施設であること。 ② 大型バスの駐車スペースが確保できること。 ③ レク等を実施できる設備（広間等）を２箇所以上提供できること。 ④ 貸切が可能であること。 この条件を満たす施設を探した結果、該当するのは「小田急箱根レイクホテル」のみであり、移動教室事業の継続性から、当該施設の指定代理店である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社　小田急トラベル 住　所　渋谷区代々木２－２８－１２
※　契約年月日	令和　3　年　11　月　11　日
※　契約金額	11,953,920　円（消費税を含む） ※ 単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日　～　令和４年３月１２日
担　当　課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

825

件　　名	区営九段住宅ガス設備改修工事
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区九段南 1-5-12
概　　要	本工事は、区営九段住宅のガス供給配管の劣化部分の改修工事である。
選定理由	区営九段住宅は、竣工後 41 年が経過している。 昨年、ガス配管で漏洩事象があり、現在は応急的に復旧しているもののガス配管の劣化により、配管更新の必要がある。 都市ガス供給工事は、「ガス事業法」、同法施行令、同法施行細則、供給約款、及び「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」、同告示並びにガス事業者の規定するガス供給規定により、東京瓦斯株式会社が施工している。 以上により、下記業者を契約の相手方に指定したい。
契約の相手方	法　人　名　：東京瓦斯株式会社　首都圏西需要開拓部 所　在　地　：東京都新宿区西新宿 3-7-30
※　契約年月日	令和 3 年 11 月 24 日
※　契約金額	3,737,800 円（消費税を含む）
履行期限	契約締結日の翌日から令和４年２月２８日まで
担　当　課	政策経営部　施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　２　号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

850

特命随意契約理由書

件　　名	九段中等教育学校出願受付及び入学者選考運営業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)・その他（賃貸借）
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	九段中等教育学校が実施する令和４年度入学者に係る入学者選考における出願受付業務及び適性検査当日の検査監督補助・受検者の案内誘導等の運営業務
選定理由	1. プロポーザル年度　令和元年度 （令和元年 10 月 29 日付 31 千中等シ発第 364 号） 2. 該当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第 8 条第 6 項 3. 継続年数　３年 4. 評価　良好なため 業務成績は良好なため、引き続き令和３年度契約においても下記業者を契約の相手先に指定する。
契約の相手方	名称　株式会社　ディーエムエス 住所　東京都千代田区神田小川町一丁目１１番地
※　契約年月日	令和 3 年 11 月 1 日
※　契約金額	3,297,800 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和４年２月３日（木）
担　当　課	九段中等教育学校　経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

829

特命随意契約理由書

件　　名	千代田区制75周年記念日表彰式開催に伴う会場借上げ
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託・その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	区制記念日表彰式は、区政に対し特に功労のあった人及び団体を表彰して感謝の意を表するとともに、区政に対する深い理解と一層の協力を期待することを目的として、麹町区と神田区が統合し千代田区となった３月１５日の区制記念日に毎年度開催している（15日が休日の場合は、直近の平日開催）。千代田区制75周年記念日表彰式の開催にあたり、会場の借上げを行う。
選定理由	本事業を実施するためには、予算の範囲内で下記条件を満たす施設が必要である。 ① 表彰者が来場するため、着席で120名以上を収容できる会場を提供できること。 ② 令和4年3月15日（月）に開催可能であること。 一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす区内施設は下記業者のみであった。 このため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名：日本ホテル株式会社 所在地：東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
※　契約年月日	令和3年11月10日
※　契約金額	1,223,904
契約期間	契約締結日の翌日から令和4年3月15日
担当課	政策経営部総務課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

836

件　　名	高速インターネット通信対応機器の設置及び設定業務
種　　類	工　事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物　品：物品・委託・その他（賃貸借）
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	昨年度、生徒及び教員に１人１台（1,074台）のタブレットPC（以下、「GIGA端末」という。）を整備したことに伴い、今年度10G対応の高速インターネット通信回線を導入したが、授業等で同時に多数のGIGA 端末を接続した際のインターネット接続に支障が生じている。そのため、高速インターネット通信回線に対応したルータ機器を設置し所要の設定作業を行うことにより、校内ネットワーク環境及び通信環境の改善を図る。
選定理由	下記業者は、「GIGA端末」のリース会社と協力し、GIGA端末の設定及び保守を行う業者であり、GIGA 端末やルータを含めたネットワーク全体のICT教育システムを構築し、保守管理を行っている業者でもある。 GIGA 端末や ICT 教育システムの詳細を把握している下記業者以外の者では、本業務の目的を達成できないため。 （以上の理由により、下記業者を契約相手方に選定する。）
契約の相手方	名称　株式会社　内田洋行 住所　東京都江東区東陽二丁目３番２５号
※　契約年月日	令和 3 年 11 月 17 日
※　契約金額	1,283,832　円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和３年12月20日まで
担　当　課	九段中等教育学校　経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

819

特命随意契約理由書

件　　名	特別区民税・都民税にかかる課税資料整理等業務
種　　類	**物　品**：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	特別区民税・都民税にかかる業務のうち、給与支払報告書等の資料整理、課税照会への回答資料とりまとめ等、課税事務にかかる定型的な業務処理を委託する。
選定理由	1．プロポーザル年度　令和２年度 (令和２年 10 月 12 日付２千地税務発第 339 号) 2．該　　当　千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第８条６号 3．継続年数　２年 4．評　　価　良好な業務成績のため引続き契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　富士ソフトサービスビューロ株式会社 住　所　東京都墨田区江東橋二丁目１９番７号
※　契約年月日	令和　3　年　11　月　22　日
※　契約金額	14,399,000　円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和４年３月３１日まで
担当課	地域振興部税務課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

861

特命随意契約理由書

件　　名	九段中等教育学校適性検査問題の印刷
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・委託、その他（印刷）
工事場所 （工事案件のみ）	
概　　要	九段中等教育学校適性検査問題を印刷し、梱包したものを検査日２日前までに納品する。
選定理由	適性検査問題の印刷にあたっては、万全な機密保持体制、直前の問題変更等にも迅速に対応できる体制が必要であり、機密印刷専用工場を保有している等のセキュリティ対策に万全を期す必要がある。 また、契約行為も秘密にする必要があることから、競争入札に適さない。 令和３年度契約に当たって、秘匿条件を満たし見積に応じた業者は下記のみであった。 このため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称　　凸版印刷株式会社　情報ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ事業本部 住所　　文京区水道一丁目３番３号
※　契約年月日	令和３年 11 月 1 日
※　契約金額	2,024,330 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日から令和４年２月１日まで
担　当　課	千代田区立九段中等教育学校
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○　この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○　※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

887

件　　名	富士見小学校ICT機器移設業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	富士見小学校の職員室レイアウト変更に伴って ICT 機器の移設を行う。
選定理由	令和２年度に実施した公募型プロポーザル（令和３年３月１７日、２千子指導発第９９９号決裁）の結果、下記内定業者に決定した。 この事業者がＩＣＴ学校教育システムを開発し、システムネットワークの配線および機器等設定作業を行った。 　本件、ＩＣＴ機器の移設作業はＩＣＴ教育システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名　　株式会社　ＪＭＣ　東日本支店 所 在 地　　東京都目黒区中目黒１－８－８
※　契約年月日	令和 3 年 11 月 10 日
※　契約金額	885,500 円 (税込み)
契約期間	契約締結日の翌日～令和４年１月１０日
担　当　課	子ども部指導課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

914

特命随意契約理由書

件　　名	子育て世帯等臨時特別支援事業にかかるシステム開発業務
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	令和３年 11 月 26 日付府政経運第 399 号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、令和３年度子育て世帯等臨時特別支援事業を実施することとした。 千代田区においても、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に対象者への支援を行うため、子育て世帯への臨時特別給付金を給付するに当たり、システム開発業務を実施する。
選定理由	本件は、９月 30 日に居住している児童手当受給者を抽出して、支給決定通知書類の作成を行うものである。住民基本台帳を管理している総合住民サービスシステムに子育て世帯等臨時特別支援事業に対応できるように、システムを開発し運用保守を行うことで、事務を効率的に行う必要がある。既存の電算システムの改修であるため、既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者がプログラムの増設・追加等を履行すると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、総合住民サービスシステムの構築・開発業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名　称　株式会社 電算 住　所　長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※　契約年月日	令和 3 年 11 月 26 日
※　契約金額	3,261,500 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日　から　令和４年３月３１日　まで
担　当　課	政策経営部　ＩＴ推進課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　２　号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

886

特命随意契約理由書

件　　名	千代田区立小中学校事務室等無線アクセスポイント追加作業
種　　類	**工　事**：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 **物　品**：物品・(委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概　　要	各校の事務室等の部屋にて、オンラインでの業務等を行う必要があるため、新たにアクセスポイントを設置し既設教室と同等の通信環境を構築する。
選定理由	令和２年度に実施した公募型プロポーザル（令和３年３月１７日、２千子指導発第９９９号決裁）の結果、下記内定業者に決定した。 この事業者がＩＣＴ学校教育システムを開発し、システムネットワークの配線および機器等設定作業を行った。 　本件、ＩＣＴ機器の設置作業はＩＣＴ教育システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名　　株式会社　ＪＭＣ　営業３課 所 在 地　　東京都目黒区中目黒１－８－８
※　契約年月日	令和3　年　11　月　15　日
※　契約金額	4382,400円（税込み）
契約期間	契約締結日の翌日～令和４年３月３１日
担　当　課	子ども部指導課
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。